



| | |
|---------------------------------|------|
| 特殊詐欺・悪質商法被害が発生しています！ | p1～2 |
| 平成29年度相談概要 | p3 |
| 「保険金が使える」という住宅修理サービスにご注意！ | p4 |

編集・発行 板橋区消費者センター



特殊詐欺被害が多発しています！

板橋区内に被害が集中 ～「私は大丈夫」、その油断が危険です～

板橋区内ではオレオレ詐欺や、保険料が戻るといった還付金詐欺など特殊詐欺の被害件数が、今年1～2月は都内最多になるほど、多く発生しています。

今年1～4月までに板橋区で66件、約1億7千万円の被害が出ています。

電話でお金のお話が出たら詐欺を疑いましょう！

子ども・孫・警察署・金融機関・百貨店・区役所などを名乗る電話からのお金の話には注意しましょう。



被害の予防に効果的！！

板橋区の詐欺対策制度をご紹介します！

特殊詐欺被害防止機能が付いた電話機を購入した方に補助制度があります！

警告メッセージ・録音などの特殊詐欺被害の防止機能がある「自動通話録音機」や「迷惑防止機能付き電話機」を購入した方に補助金(上限2,000円)を支給します。

※補助を受けるには要件があります。200台分で終了します。



9月から自動通話録音機の無償貸与が始まります！

70歳以上の高齢者がいる世帯に、今お使いの電話に取り付けて詐欺被害の防止が出来る「自動通話録音機」を無償貸与します。



詐欺の電話や悪質なセールスの電話にも効果的です。この機会にぜひ対策を！

●詳しくはこちらにお問い合わせください。

防災危機管理課 防犯促進グループ ☎3579-2153

気をつけて！悪質商法被害発生中！

消費者センターには、消費者の方々から様々な相談が寄せられています。今回は皆さんに特に気をつけてほしい悪質商法の事例をご紹介します。悪質商法の被害に遭うことなく安心して毎日を過ごしましょう。

！ 公的機関を名乗る電話にご用心

公的機関を名乗る人から「あなたの個人情報漏れているが、個人情報を削除することができる」と電話があった。信用できるだろうか。

公的機関が「個人情報を削除する」という電話をすることはありません。話をうのみにせず、電話はすぐに切りましょう。やり取りを続けてしまうと個人情報の削除費用などと支払いを請求される可能性があります。

このような件では、消費者を信じ込ませるために複数の業者から電話をかける「劇場型勧誘」も多くみられますので、注意が必要です。

！ 架空請求ハガキにご用心

今日、自分宛に総合消費料金が未納という最終告知のハガキが届き、数日中に連絡しないと法的手続きを取ると記載がある。

身に覚えがないがどうしたらよいか。



法務省や行政機関の名称を不正に使用したり、行政機関を思わせるような名称を名乗ったりしてハガキを送ってきます。「訴訟」「差し押さえ」などの法律用語を使い、訴訟を取り下げるための連絡最終期日をハガキが届く数日後に設定するなどして不安をあおり、電話をかけさせようとしています。信頼できる内容と思わせるため、情報保護シールをハガキに貼っている場合もあります。

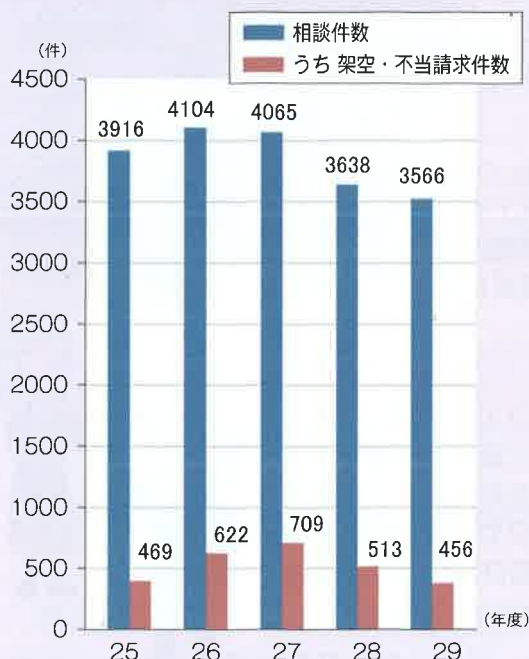
連絡をしてしまうと電話番号などの個人情報を知られてしまうことになります。また、お金を請求される可能性もありますので連絡してはいけません。

一人で悩まず相談を！

今回紹介した事例以外にも悪質業者は様々な手口を使ってお金を払わせようとしてきます。契約などを迫られた際に少しでも不安に感じる事があればその場で契約せず、家族・親戚など身近な方、もしくは消費者センターなどに必ず相談し、一人で悩まないようにしましょう。

平成29年度板橋区消費生活相談の状況

相談件数の推移



年代別相談件数



相談の多かった商品・サービス(上位5位)

| 順位 | 商品・サービス | 件数 |
|----|--------------|-----|
| 1 | デジタルコンテンツ ※1 | 459 |
| 2 | 商品一般 ※2 | 244 |
| 3 | 不動産貸借 | 213 |
| 4 | 工事・建築 | 115 |
| 5 | インターネット接続回線 | 97 |

※1 デジタルコンテンツ：携帯電話・パソコン等からインターネットを通じて得られる情報

※2 商品一般：商品を特定できない相談

平成29年度の相談概要

- ◆ 相談件数は3,566件、そのうち「架空・不当請求」は456件でした。28年度と比べ、件数全体は約2%の減、架空・不当請求は約11%の減となっています。架空・不当請求に関して寄せられた相談では、スマートフォンやパソコン等を介しての架空請求のほか、行政機関を装ったハガキによる架空請求も目立ちました。
- ◆ 件数全体は減少しましたが、20代と70代での相談が増えました。他の年代に比べると、20代ではエステティックサービス等の「理美容」に関する相談が多く、70代以上の高齢者では、住宅のリフォーム・修理など「工事・建築」に関する相談が多く寄せられました。
- ◆ 商品・サービス別では昨年度と同じく1位が「デジタルコンテンツ」の相談で、身に覚えのない有料サイトの利用料請求や、アダルト情報サイトのワンクリック請求等が引き続き多く寄せられています。

高齢者を消費者トラブルから守るために

板橋区消費者センターでは、区関連部署のほか、警察、おとしより相談センター（地域包括支援センター）、民生委員、介護事業に従事されている方などにもご協力をお願いし、高齢者の消費者被害の防止に努めています。高齢者は日中、家にいることが多いため訪問販売や電話による勧誘を受けることが多く、他の年代に比べて契約トラブルに遭いやすく契約金額が高くなる傾向にあります。

また、加齢による判断力、記憶力の低下に乗じた勧誘も見受けられるため、周囲の見守りや気付きが大切です。

- 見慣れない工事業業者や訪問販売の業者が高齢者世帯に出入りしている
- 新しいものや見慣れない商品が増えている（健康食品、布団、浄水器など）
- 代金の支払いに困っている

このような方を見かけましたら、まずは消費者センターへご相談ください。

「保険金を使える」という

住宅修理サービスにご注意！

「火災保険に入っていれば住宅修理が無料でできる」と修理業者に勧誘されるトラブルが増えていますのでご注意ください。

相談事例 1

高齢の父が、自宅を訪問した業者に屋根の上の古いアンテナを外され、「今入っている火災保険を利用して屋根の補修工事が無料でできる」と、屋根工事を勧められた。業者は保険請求の手続きをしようと言っていたが、保険会社に問い合わせると、「天災の被害がないのに保険金が下りることはない」と言われ、不審だ。

相談事例 2

「住宅災害調査の案内」というチラシが郵便受けに入っていた。雨どいや屋根、カーポートなどを火災保険を使って自己負担なく修理できると書いてあったので、無料ならばと思って業者を呼んだ。工事契約書と保険請求代行申請書に署名したものの、やはりやめたいと思い業者に連絡すると、解約するなら違約金として保険金の30%を支払うよう要求された。



消費者へのアドバイス

- 自然災害による住宅の損害は、多くの場合、加入している火災保険等で補償されますが、経年劣化による破損は対象外です。うその理由での保険金請求は不正請求となるので注意しましょう。
- 「保険を使って修理ができる」と言われても安易に契約せず、本当に必要な工事なのか慎重に検討しましょう。修理をする場合でも、複数の業者から見積もりを取るなどして、工事内容をよく確認しましょう。
- 訪問販売や電話勧誘販売で契約をした場合、契約書を交付されてから8日間はクーリング・オフできます。

(板橋区消費生活相談員)

広告



こんな仕事をお待ちしています

- ◎植木・除草 ◎換・クロス
- ◎大工・塗装◎毛筆あて名書き
- ◎マンション・事務所等清掃
- ◎家事・育児援助サービス
- ◎洋服のお直し・オーダー 他

◆ お気軽にお問合わせください。

公益社団法人

板橋区 シルバー人材センター

〒173-0004 板橋区板橋 2-65-6

板橋区情報処理センター2階

☎ 3964-0871

商品の購入や契約など消費生活にかかわる相談を無料で受け付けています。

板橋区消費者センター

tel : 03-3962-3511 (相談専用)

〈受付時間〉月曜～金曜 9:00～16:30 (祝日・年末年始を除く)

土・日・祝日はこちらへ

消費者ホットライン

tel : (局番なし) 188

以下の窓口へおつなぎします。(年末年始を除く)

土曜 9:00～17:00 東京都消費生活総合センター(直通あり 03-3235-1155)

土・日・祝日 10:00～16:00 国民生活センター

音声ガイダンスに沿って電話機を操作してください。
一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用できません。

板橋区消費者センター

tel : 03-3579-2266

〒173-0004

板橋区板橋2-65-6

板橋区情報処理センター7階

Fax : 03-3962-3955

ホームページ

<http://www.city.itabashi.tokyo.jp>

記事に関するご意見ご要望をお聞かせください。

